

福岡市

平成30年度 固定資産税・都市計画税の納付期限の延長等について(お知らせ)

平成30年7月豪雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

福岡市では、今回の豪雨により甚大な被害を受けておられる、下記の指定地域の納税者の方について、市税の納付期限等を延長いたしました。

そのため、平成30年度固定資産税・都市計画税の第2期（7月31日）以降の納付期限は下記のとおりとなります。

なお、延長後の納付期限については、今後の状況等に十分配慮して決定する予定であり、決定しましたら改めてお知らせいたします。

記

1 指定地域

岡山県	岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

2 対象者

指定地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人

3 期限の延長

市税の納付期限や書類の申告期限のうち、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、「別途定める期日」まで延長します。

「別途定める期日」については、今後の状況等に十分配慮して決定する予定です。

4 納付書で納付されている方へ

納付期限の延長に関わらず、お持ちの納付書はそのまま使用することができます。

納付書には当初の納付期限が記載されていますので、納付される際には収納機関にてこの文書を必ず提示していただきますようお願いいたします。

（裏面に続く）

《収納機関の方へ》

平成 30 年度固定資産税・都市計画税の納付期限を延長していますので、この文書を提示して納付される方の延滞金の収納については、区役所納税課（裏面記載）へご確認をお願いします。

5 口座振替で納付されている方へ

第 2 期分については、納付期限の延長を決定した時点で口座振替の停止が間に合わないため、当初の納付期限（平成30年 7 月 31 日）で口座振替をさせていただきます。

口座振替させていただいた第 2 期分を、納付期限の延長に伴い口座へ一旦返金を希望される場合は、お手数ですがご連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、返金を希望される場合は、延長後の納付期限が決定しましたら改めて納付書を送付いたしますので、納付書によるお支払いをお願いします。

※延長後の納付期限につきましては、口座振替ではなく納付書払いとなります。

6 納税の猶予

今回の豪雨により、市税を納期限内に納めることが困難であると認められる場合には、申請に基づき市税の納税を猶予する制度があります。詳しくは資産が所在する区の納税課へお問い合わせください。

問い合わせ先

- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納期に関すること 区役所課税課
- 固定資産税（償却資産）の納期に関すること 財政局資産課税課
- 納税の猶予・相談・延滞金に関すること 区役所納税課
- 口座振替に関すること 財政局納税管理課

	電話番号		所在地
	課税課	納税課	
東区役所	092-645-1031	092-645-1022	〒812-8653 福岡市東区箱崎2丁目54番1号
博多区役所	092-419-1032	092-419-1023	〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2丁目9番3号
中央区役所	092-718-1045	092-718-1028	〒810-8622 福岡市中央区大名2丁目5番31号
南区役所	092-559-5051	092-559-5169	〒815-8501 福岡市南区塩原3丁目25番1号
城南区役所	092-833-4036	092-833-4026	〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号
早良区役所	092-833-4326	092-833-4317	〒814-8501 福岡市早良区百道2丁目1番1号
西区役所	092-895-7019	092-895-7014	〒819-8501 福岡市西区内浜1丁目4番1号
財政局税務部資産課税課		092-711-4438	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
財政局税務部納税管理課		092-711-4490	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目10番1号